

岩手県告示第341号の2

災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定により、令和元年10月12日の台風により災害が発生した宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村及び九戸郡洋野町の区域内において令和元年10月12日から救助を行うこととした。

令和元年10月13日

岩手県知事 達 増 拓 也